

○財務省令第五号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第二章及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第一章の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年十二月十八日
総務大臣 野田 聖子
財務大臣 麻生 太郎

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

第十八条 「略」 2 地方税法施行規則第十条の二の八第二項及び第十条の二の九第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		改	正	後
第十条の二の八第一号	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第十条の二の八第二号	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第十条の二の八第三号	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第十条の二の九第二項	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第十条の二の九第二項第一号	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第十条の二の九第二項第二号	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第十条の二の九第二項第三号	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

[3] 略

改 正 前

第十八条 「同上」 2 地方税法施行規則第十条の二の六第二項及び第十条の二の七第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		改	正	前
第十条の二の六第二項	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第十条の二の六第一号	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第十条の二の六第二号	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第十条の二の六第三号	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第十条の二の七第二項	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第十条の二の七第二項第一号	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第十条の二の七第二項第二号	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第十条の二の七第二項第三号	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

[3] 同上

(法第三十九条に規定する国税庁長官の通知)

第十九条 [略]

[2・3 略]

4 法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

[一～三 略]

四 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額(法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。)の事業年度(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の十二第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。)[五 略]

[5・6 略]

(国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等)

第二十条

[①] 地方税法施行規則第十条の二の三第二項の規定は、令第三十三条第四項において準用する地方税法施行令第四十八条の九の十九第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十条の二の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	政令第四十八条の九の十九第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百二十七号。以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。)第三十三条第四項において準用する政令第四十八条の九の十九第三項に
第二項第一号	法第三百二十一条の七の十二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第四十条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第二項第二号	法第三百二十一条の七の十二第一項	外国居住者等所得相互免除法第四十条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項

(法第三十九条に規定する国税庁長官の通知)

第十九条 [同上]

[2・3 同上]

4 法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

[一～三 同上]

四 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額(法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。)の事業年度(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の十二第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。)[五 同上]

[5・6 同上]

(法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までに規定する国税庁長官の通知等)

第二十条 [新設]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	第一項第四号	法人税額(法 人税額をいう。 又は個別帰属法人 税額(同項に規定 する個別帰属法人 税額	所得税の額の計算の基礎となつた所得(法第四十 条第四項において準用する法	所得税の額の計算の基礎となつた所得(法第四十 条第四項において準用する法	[略]	2 前条第一項から第三項まで(第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。)の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第二項第三号	政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十三条第 四項において準用する政令	第四十条の三の三 第十六項第一号 (同法第四十一条 の十九の五第十三 項において準用す る場合を含む。)	前号の申立てに係 る条約相手国等 (法第三百二十一 条の七の十二第一 項に規定する条約 相手国等をいう。) との間の相互協議 (同項に規定する 相互協議をいう。 次条において同 じ。)の対象	第四十一条の十九の五第十三項において準用する 同法第四十条の三の三第十六項第一号	市町村民税の納税義務者の所得税法第九十五条第 四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する 国外事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二 条第三号に規定する外国に所在するものに限る。) との間の同項第一号に規定する内部取引に係るも の	
-----	-----	-----	-----	-----	--------	---	---	---	-----	---	--------	----	--	---	---	---	--	--

[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	第一項第四号	法人税額(法 人税額をいう。 又は個別帰属法人 税額(同項に規定 する個別帰属法人 税額	所得税の額 法	所得税の額(法第四十条第四項において準用する 法	[同上]	① 前条第一項から第三項まで(第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。)の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
------	------	------	------	------	--------	---	------------	-----------------------------	------	---

	<p>第三項第四号</p>	<p>法人税額(法 人税額をいう。) 又は個別帰属法人 税額(同項に規定 する個別帰属法人 税額</p>	<p>所得税の額の計算の基礎となつた所得(法第四十 条第四項において準用する法</p>
<p>第二項第二号</p>	<p>法第七十二条の五 十七の二第一項</p>	<p>第四十条の三の三 第十六項第一号 (同法第四十一条 の十九の五第十三 項において準用す る場合を含む。)</p>	<p>外国居住者等(外国居住者等所得相互免除法第二 条第三号に規定する外国居住者等をいい、事業を 行う個人に限る。)の所得税法第六十一条第一項 第一号に規定する事業場等と特定恒久的施設(外 国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項に規</p>
<p>第二項第一号</p>	<p>政令第三十五条の 四の二第三項に</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得 税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十七 年政令第二百二十七号。以下「外国居住者等所得 相互免除法施行令」という。)第三十三条第七項に おいて準用する政令第三十五条の四の二第三項に</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得 税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律 第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除 法」という。)第四十条第五項において準用する外 国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項に規 定する課税上の取扱いに關する申立て</p>

3 地方税法施行規則第七條第二項の規定は、令第三十三條第七項において準用する地方税法施行令第三十五條の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第七條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第三項第四号</p>	<p>法人税額(法 人税額をいう。) 又は個別帰属法人 税額(同項に規定 する個別帰属法人 税額</p>	<p>所得税の額 (法第四十条第四項において準用する 法</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>

<p>4 Ⅱ</p> <p>第二項第三号</p>	<p>政令</p> <p>（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象</p>	<p>定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引又は事業を行う居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p> <p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十三条第七項において準用する政令</p>
<p>2 Ⅱ</p> <p>〔同上〕</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間におけるこの省令による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（次条において「新規則」という。）第二十條第一項において準用する地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十條の二の三第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十一條の十九の五第十三項」とあるのは「第四十一條の十九の五第十項」と、「第四十一條の三の三第十六項第一号」とあるのは「第四十條の三の三第十二項第一号」とする。

第三条 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間における新規則第二十條第三項において準用する地方税法施行規則第七條第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十一條の十九の五第十三項」とあるのは「第四十一條の十九の五第十項」と、「第四十條の三の三第十六項第一号」とする。

告 示

○国税庁告示第十七号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五條第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件（平成十八年国税庁告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月四日から適用する。ただし、第七号の改正規定は、平成三十年一月四日から適用する。

平成二十九年十二月十八日

国税庁長官 佐川 宣寿

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五條第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件</p> <p>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五條第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する国税庁長官が定める者として、平成十九年一月四日から適用する。</p> <p>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「省令」という。）第五條第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>七 電子情報処理組織を使用して省令第四條第一項又は第五項の届出の際に次のイからニまでのいずれかの行為を行うとともに、同条第二項又は第三項及び第六項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う者</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五條第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件</p> <p>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五條第一項ただし書の規定に基づき、同項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を次のように定め、平成十九年一月四日から適用する。</p> <p>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「省令」という。）第五條第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>七 電子情報処理組織を使用して省令第四條第一項の届出の際に次のイからニまでのいずれかの行為を行うとともに、同条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う者</p>
---	--

○国税庁告示第十八号
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日から施行する。ただし、別表規則第四条第二号二の項の改正規定は、平成三十一年一月四日から施行する。
 平成二十九年十二月十八日
 国税庁長官 佐川 宣寿

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する。

改正後			改正前		
○別表					
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
[略]			[同上]		
規則第三条第三項 第二号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等 国税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類	規則第三条第二項 第二号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等 国税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類
規則第三条第五項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項	規則第三条第四項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第三条第六項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第三条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかかな場合	規則第三条第五項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第三条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかかな場合

<p>〔略〕</p>	<p>所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合</p> <p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合</p>
<p>二 規則第四条第二号</p>	<p>個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p> <p>国税手続電子証明書（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号。以下「オン化省令」という。）第二条第一項第二号に規定する電子証明書（同号口に該当するものを除く。）をいう。）及び当該国税手続電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号。以下「電子署名法」という。）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>民間電子証明書（電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるもの</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合</p> <p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合</p>
<p>二 規則第四条第二号</p>	<p>個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p> <p>国税手続電子証明書（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号。以下「オン化省令」という。）第二条第一項第二号に規定する電子証明書（同号口に該当するものを除く。）をいう。）及び当該国税手続電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号。以下「電子署名法」という。）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>民間電子証明書（電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるもの</p>